

法第 35 条の 3 に規定する無窓の居室等の主要構造部の取り扱いについて

平成23年春期部会

法第 35 条の 3 に規定する無窓の居室等の主要構造部については、次のとおり取り扱う。

政令で定める窓その他の開口部を有しない居室で、その居室を区画する間仕切壁は法 35 条の 3 の主要構造部として取り扱うものとする。(耐火建築物における当該間仕切壁について、下地及び仕上げが不燃材料で造られていれば耐火構造としなくても支障がないものとして取り扱う)